# ARCO Trademark Newsletter

*Latest news and topics on domestic & overseas trademarks*

## DOMESTIC TOPICS

### 『類似商品･役務審査基準』の改訂
～ 平成２４年1月１日発効 ～

『「商品及び役務の区分」に基づく 類似商品･役務審査基準』の第１０版が平成２４年1月１日に発効します。

第１０版では、一部の商品及び役務について類似関係が見直され、これに伴い、商品又は役務が属する区分や類似群コードが変更されています。

以下は第１０版における変更の一例です。

**第５類 「サプリメント」の新設など**

- 指定商品に「サプリメント」(32F15) を新設
- 「乳幼児用飲料，乳幼児用食品」(32F17) を新設
- 「農薬」に新たな類似群コード (01B02) を付与

**第９類 ダウンロード音楽ファイルの類似関係の整理など**

- 「レコード，インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル」に新たな類似群コード (24E02) を付与
- 一部の商品が他類に移行 (ex.「自動販売機」→７類へ)

**第２５類 「被服」に含まれる商品お類似関係の整理など**

- 「洋服，コート」と「セーター類，ワイシャツ類」が類似商品に (17A01)
- 「キャミソール」と「ティーシャツ」に二つの類似群コード (17A01、17A02) を付与

**第３０類 「菓子，パン」の類似関係の整理など**

「菓子，パン」と「サンドイッチ，中華まんじゅう，ハンバーガー，ピザ，ホットドッグ，ミートパイ」が類似商品に (30A01)

**第３５類 小売等役務と小売商品の類似関係の整理**

商品の類似関係の変更等に伴い、小売等役務と、その小売･卸売商品との類似関係 (クロスサーチングの対象) が一部変更

**第４１類 スポーツ興行に関する役務の類似関係の整理**

あらゆるスポーツの興行に関する役務が「スポーツの興行の企画･運営又は開催」にまとめられた (41F01)。

**☆ここがポイント!!!☆**

- ☑ 第１０版は、平成２４年1月１日の出願から適用されます。
- ☑ 第９版では非類似でも、第１０版で類似と取り扱われる商品･役務が存在します (ex.第25類の「コート」と「セーター」)。
- ☑ 類似関係の変更に伴い、類似群コードが変更される商品･役務が存在します。現在出願中･登録済みの商標も含め、ＩＰＤＬ (特許電子図書館) の類似群コードは平成２４年３月末日にかけて順次変更される予定です。
- ☑ 指定商品･役務により、類似範囲が変更される登録商標があるので、注意が必要です。ＩＰＤＬで、自己の登録商標の類似群コード変更の有無を確認しておきましょう。

なお、以上の他にも、第１０版における変更箇所は多くあります。第１０版の詳細については、下記特許庁ウェブサイトでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/kijun/kijun2/ruiji_kijun10.htm

### 改正商標法 施行は平成２４年４月１日

平成２３年１２月２日、「特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が公布され、改正商標法の施行期日が来年 (平成２４年) ４月１日に定められました。

なお、改正商標法は「ARCO_Trademark NewsletterVOL.23」(弊所ＨＰ http://www.arco.chuo.kobe.jp に掲載) で説明しています。

## OVERSEAS TOPICS

### ＷＩＰＯからの注意喚起情報
～ 民間業者からの手数料支払い請求にご注意下さい ～

国際登録出願 (マドプロ出願) の出願人等に対して、外国の民間業者から請求書が送付される事例が発生しています。

通常、マドプロ出願の出願人は、ＷＩＰＯの国際事務局又は出願を依頼した代理人以外の者に出願に関連する費用を支払う必要はありません。

万一、右のような請求書が送付されても、費用を支払う必要はありません。また、費用を支払わなかったことにより、マドプロ出願が不利に取り扱われることもありません。

なお現在、マドプロ出願と無関係の手続について費用請求を行う業者は１０以上確認されており、右の請求書を発行する「WDTP (Worldwide Database of Trademarks and Patents)」もそのうちの一つです。

これまでに各国の出願人等に送付された請求書のサンプルと民間業者の名称は、ＷＩＰＯのウェブサイト (http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html) に掲載されています。

不審と思われる請求書が届いたら、弁理士に相談するか、上記のＷＩＰＯウェブサイトに掲載される民間業者からの費用請求でないかを確認して下さい。

[弁理士 山本岳美]

Copyright © 2011 ARCO PATENT OFFICE. All Rights Reserved.

2011年12月発行

特許業務法人 有古特許事務所
兵庫県神戸市中央区東町123番地の1 貿易ビル3階
tel 078-321-8822 fax 078-391-5791 http://www.arco.chuo.kobe.jp